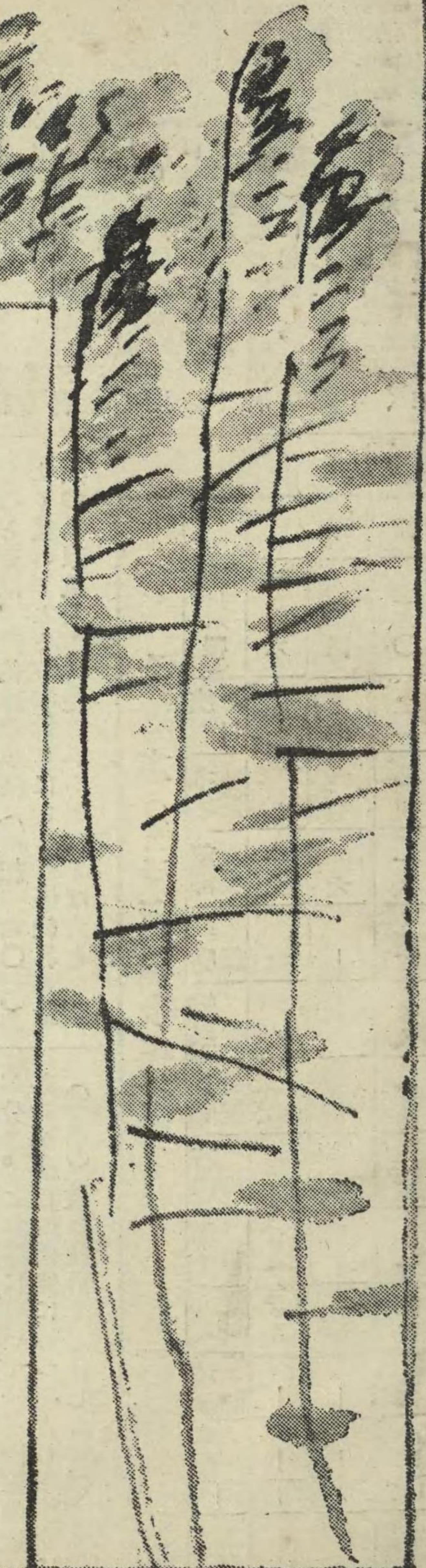


亞細亞寫眞大觀



金普及普貌道路沿道の史蹟

百四十二回・十二輯ノ十

狐仙の碑

清國軍人戰亡碑

二十里堡の烽火台

三十里堡の蟠仙洞

蘭鋪城

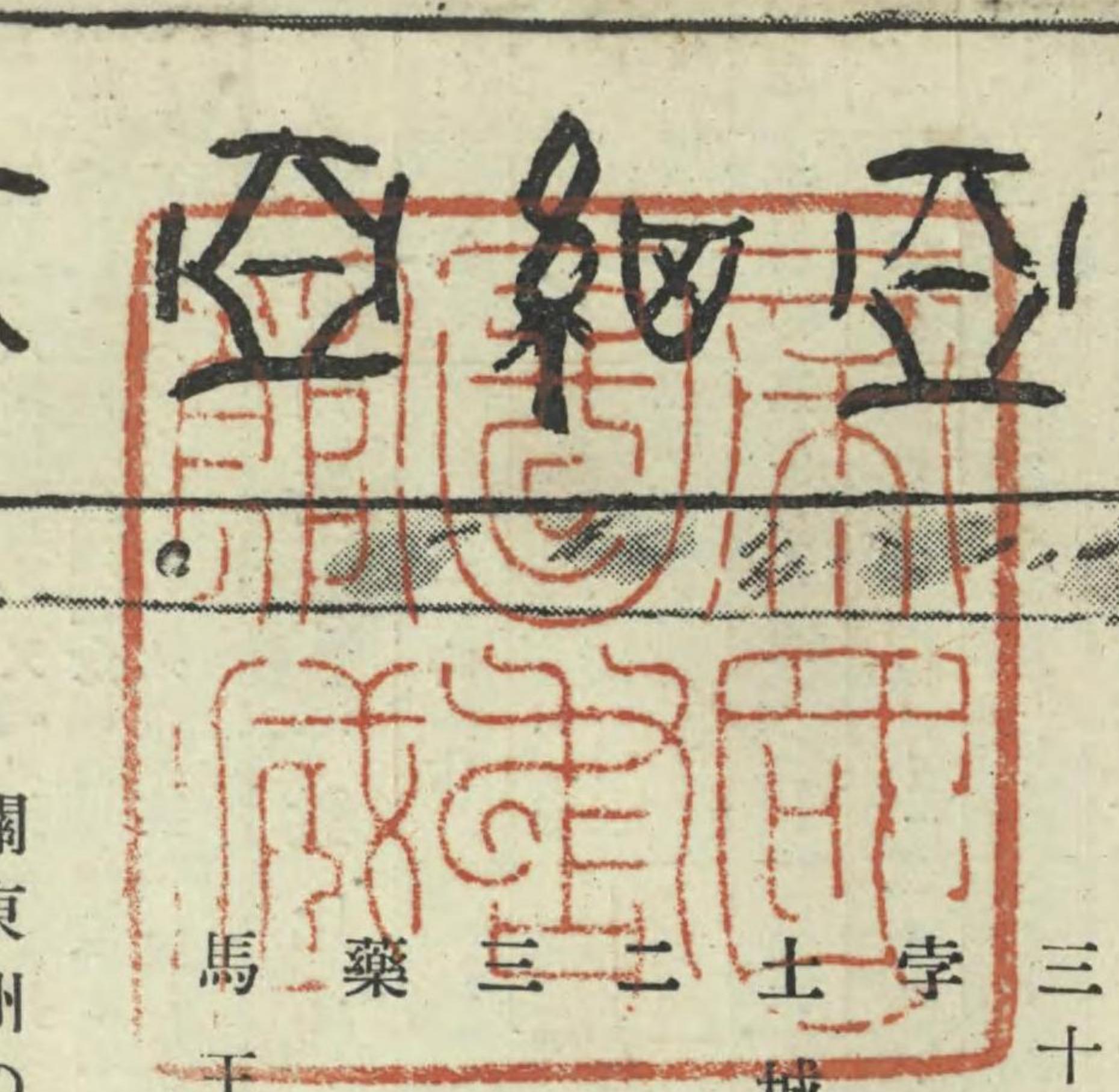
城子の城址

龍山廟

石王

馬王、虫王、牛王

三宅俊成



關東州の台子（烽火台）綱

大連市山縣通一九三

三宅俊成

發行所 亞細亞寫眞大觀社

電話②六二三五番

振替穴連七一八番

（毎月一回發行）

版權所有 不許複製

編輯人 青山春路
大連市山縣通一九三

發行人 同島崎役治

發行所 亞細亞寫眞大觀社

關東州の臺子

(烽火台) 細に京レ

三 矢 俗 用

は蒙古族、東方よりは滿洲族、南方よりは倭寇等の脅威があつたので、遼東の各地に台子綱が布かれた。州内に於ける台子綱は完成も亦此の明代である。併し州内の台子綱は主として倭寇の侵略に備へる爲めであつた。即ち明の太祖洪武十五年（西暦一三八二年）には倭寇が旅順を襲ふた事が李朝實錄に記さる。『七月四日倭賊旅順口に入り、盡く天妃娘娘殿の寶物を收め、二萬人を殺傷し一百五十人を虜掠し盡く登州の戰艦を焼いて歸る』と。降つて『洪武廿七年（西暦一三九四年）冬十月倭金州に寇す』と明朝記事本末にあり、斯く明初より州内は倭寇に脅かされたので、州内の防備に迫られ『永樂十四年十二月遼東金州旅順口望海堀左眼右眼三平山西沙洲山頭爪牙山に敵台七所を置く』（沿海倭亂）又『永樂十六年八月遼東總兵劉江堡を金州衛金線島に築づかんことを請ふ』（全上）等、州内の要

全遼志及び全邊紀畧の所載は一致してゐる。蓋し全邊紀畧の所載は一致してゐる。又遼東志より全遼志に基きしものであらう。増加したのは全遼志、編纂當時浙江、福建等に倭寇の襲撃が夥しくなつたので、再び防備の必要に迫られて増加したものであらう。併し墩架の増加に反して全遼志の方が前表の如く瞭守官軍が百二十九名減じ一座平均三名強となつて、普通一座の定員五名より減ずる事一名である。これは蓋し経費の削減の爲めであり、又非常時の際は増員する便法もあり、或は民間より義務的に壯丁を徴して定員を補ひ正規の瞭守官軍の定員を減じたものであらう。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書とは格段の相違がある。併し武備志所載の金州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼志に據る處があるのであると思はれるのである。然らば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆三十五年(西紀一六二一年)に起稿し、天啓元年(西紀一六二〇七年)に脱稿したものであるが、其の所載の墩台の三十七座に減じたのは、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなくなり、或は經費に困難し維持されたものが三

歸服堡 榆樹庄科台、楊家套台、歡喜台、平陽台、窟窿台、湧道台、松子台、濫石台

黃骨島堡

七寶台、中心台、總管台、望海台、出海台、背陰台、青名台、九轉台、皂隸台、龍灣台、虎頭台、搭樁台、接火台、樣台

石河驛 平島台、李羅店台、石頭寨台

塩場堡 缸密台

以上は全遼志卷工所載の墩架（台子）であるが、遼東志・全遼志所載の金州衛山川地理圖中の墩台と比較するに地理圖にありて前掲表に無きものがある。

全遼志(卷二)所載墩架數			
計	架	台	本城(羅)
一〇	四	六	旅順
一一	四	一七	口
一四	五	九	木場
一八	六	一三	驛
五	一	五	望海
八	一	八	壩
一四	一	一四	紅嘴
三	一	三	堡
一	一	一	歸服
九四	一九	七五	黃骨
四	一	一	島堡
一四	一	一	石河
112	一	一	驛
	一	一	鹽場
	一	一	堡
	一	一	計
	一	一	地理
	一	一	圖
	一	一	武備
	一	一	志
	一	一	計

金州城の東南隅靈神廟に接して狐仙の墓壹基あり。その墓碑銘に曰く。
攷自寫古近今。凡宇宙靈秀之耗鍾毓於人則爲聖爲神。鍾毓於物則爲仙爲
靈。有歷歷不爽者矣。金城北門樓。上古有狐仙一位。靈顯素著。何于昔年
間。偶遭凶憫。遽罹。仙數當徑。劉君萬昌爲之卜。葬於靈神廟側。茲後首
倡義舉。爰勒碑銘。而願助者。躊躇于前。樂輸者追隨于後。謹將芳名臚
刻於左。

又遼東志より全遼志のものが二十二座も墩架が

増加

したのは全遼志、編纂當時浙江、福建等

に倭寇の襲撃が夥しくなつたので、再び防備

の必要に迫られ増加したものであらう。併

し墩架の増加に反して全遼志の方は前表の如

く防守官軍が百二十九名減じ一座平均三名強

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の定員を減じたものであら

う。次に武備志の所載墩架數は前掲他の三書

とは格段の相違がある。併し武備志所載の金

州衛山川地理圖を見るに殆ど全遼志の其れと

一致してゐるのであるから、武備志も亦全遼

志に據る處があると思はれるのである。然ら

ば何が故に兩者間の墩架の數に大差があるのであらうか。武備志は茅元儀によつて明の萬曆

三十五年（西紀一六〇七年）に起稿し、天啓

元年（西暦一六二一年）に脱稿したものであら

るが、其の所載の墩台の三十七座に減じたの

は、明末州内沿海地方の防備の要が餘りなく

なり、或に畢竟に困難し維持されたものが三

志

となつて、普通一座の定員五名より減ずる事

一名である。これは蓋し經費の削減の爲めで

あり、又非常時の際は増員する便法もあり、

或は民間より義務的に壯丁を徵して定員を補

ひ正規の防守官軍の

本烽火台は二十里吉驛の東北約一里、吉全にあり、車窓より最も標式的なものが出来る。殆ど完全に残つてゐる。

碑亡戰人軍國清

(州 東 關)

本碑は金州城西門外屯北大河の河畔に在り。明治廿七年十一月六日金州城陥落及び同月廿一日の清兵の逆襲戦に際し戰死せる清國の將卒の靈を祀るべく、廿八年五月我が第二軍司司令官大山大將及茨木少將の建立せるものである。碑の高さ四尺三寸、幅一尺五寸、厚さ五寸清國軍人戰亡碑と題し、其の忠魂を弔ふ。是れ誠に日本精神の表れにして美舉と云ふべきである。

亞細亞大觀(十二編十回)





台火烽の堡里十二

(州 東 關)

本烽火台は二十里台驛の東北約一里、台山にあり、車窓よりも望むことが出来る。烽火台としては最も標式的なもので、殆ど完全に火台としてゐる。石築方台形、有郭である。郭の大きさは南北約二〇・一米、東西二〇・四米高さ約二米、基部の廣さ、南北七・八米である。尚が此の烽火台の特色としては郭の外に又郭がある。尚が、此の最上部には煉瓦が敷かれてあるのであるが、その中に漢代と思はれる有紋甕がある。これは注意すべきであろう。(寫眞は西南側)

亞細亞大謬(十二輯十回)

碑亡戰人軍國

(州 東 關

卒の靈を祀るべく、廿八年五月我が第二軍司令官大山大將及茨木少將の建立せるものである。碑の高さ四尺三寸、幅一尺五寸、厚さ五寸清國軍人戰亡碑と題し、其の忠魂を弔ふ。是れ誠に日本精神の表れにして美舉と云ふべきである。

亞細亞大觀(十二輯十回)

蘭 宅

(東 關)

本城は普蘭店驛の東北約半里貔子窩道路の北側に在り。城壁は殆ど崩壊され、纔に南側が當時の城影を傳ふのみである。城門は南北約一六五米、東西九六・四米、高さ城さは南北約五・四五米幅一・九米あり。此の石領は一門にして、南側にあり、煉瓦にて、アーチ形をなし、上に李蘭舖萬曆十一年の銘がある。果して萬曆十一年の銘がある。

十二輯十回

十三 塙の堡里仙洞

(州 東 關)

三十里堡驛の東數町、岱山へ通ずる道路の北側の丘に洞窟あり、塙小哥塙金煥等の塙仙を祀る。祈れば仙薬を授くるとて、近郷部落の信仰が厚い。一種の流行神である。

亞細亞大觀(十二輯十回)





城舖蘭字

(州 東 關)

亞細亞大觀(十二輯十回)

洞仙蠅の
（州） 東
民の信仰が厚い。一種の流行神である。

土城の城址

(州 東 關)

本城址は土城子會々事務所の南西數町の處に在り。殆と崩れて纔に西壁及び北壁の一部を存するに過ぎない。南北約一三八・七米、東西は推定するに約一二〇米位と思はる。築造年代は不明であるが、城中より多數の宋錢を出土せることありと云ふ。

(寫眞は西北の城壁)

亞細亞大觀(十二輯十回)

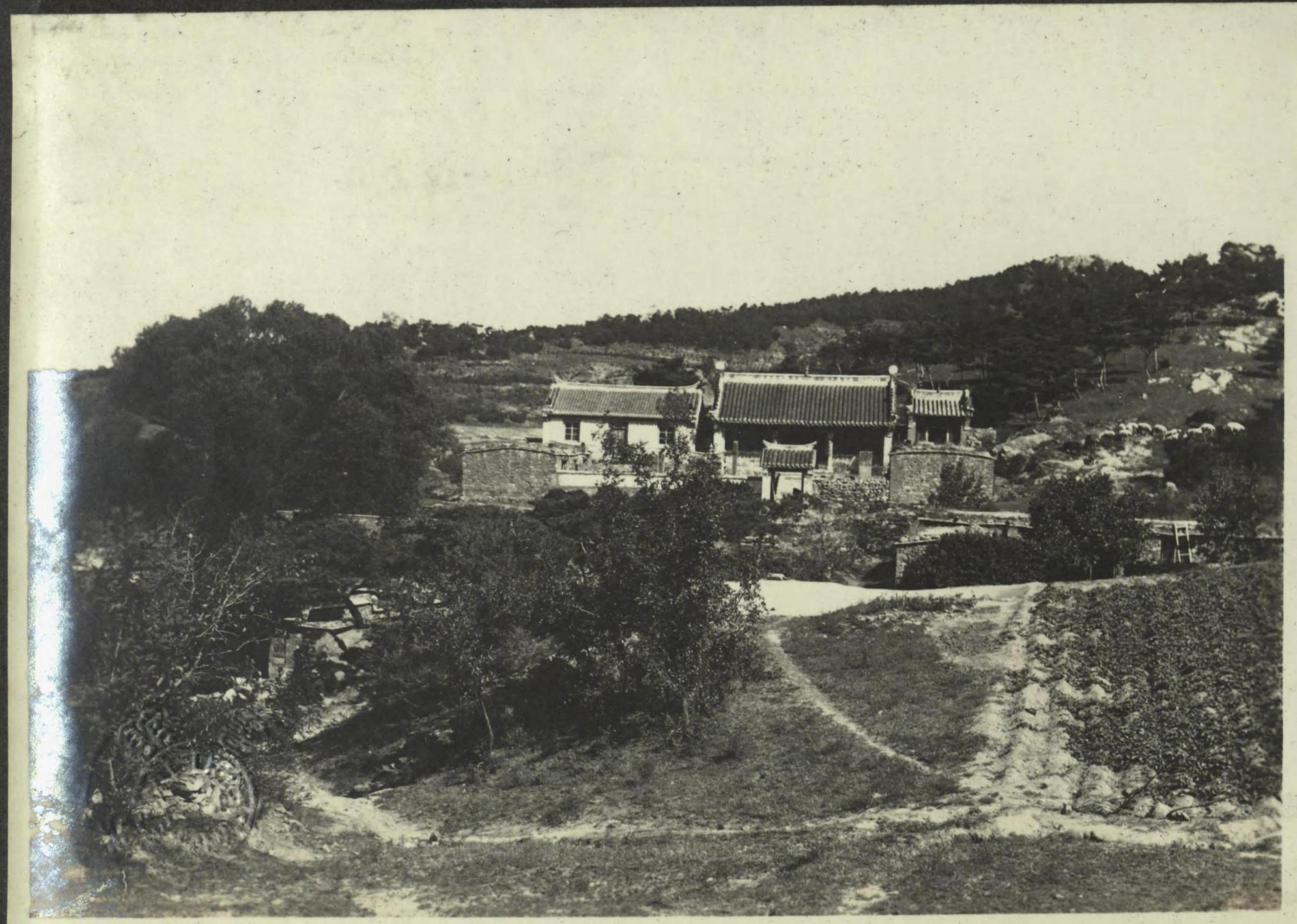


城子の址

(州 東關)

に在りて殆ど崩れで縁に西壁及び北壁を存するに過ぎない。南北約一三八・七米、東西は推定するに約一二〇米位と思はる。築造年代は不明であるが、城中より多數の宋錢を出土せることありと云ふ。

(寫眞は西北の城壁)



二龍山廟

(州 東關)

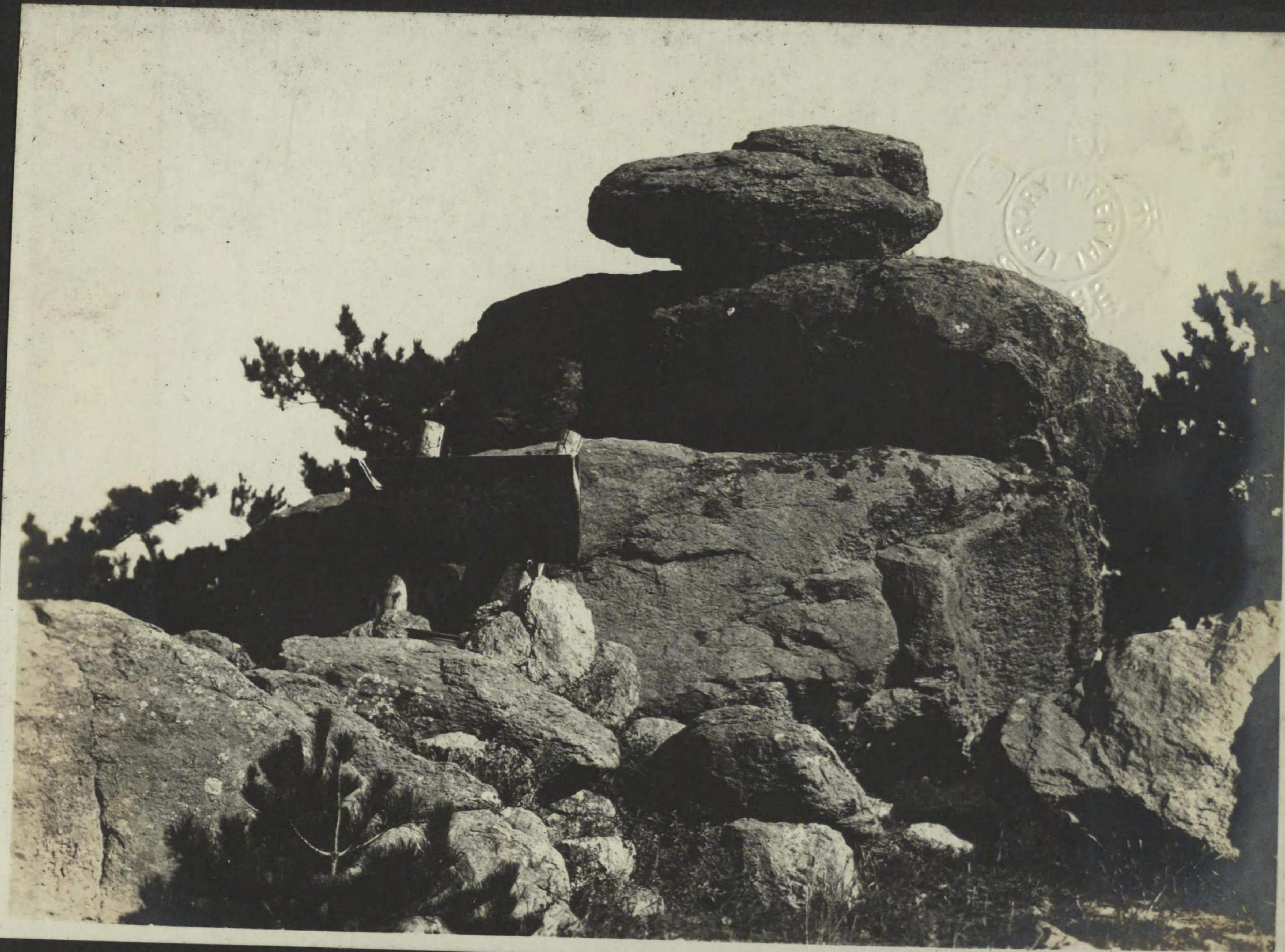
本廟は土城子會唐房の警察官吏派出所の東北里餘の二龍山麓に在り、湧泉宮娘々廟とも稱し、乾隆丁酉年の建立にして、本殿に珍しくも碧霞元君を主神とし、三霄娘々守門女將軍等を祀る。邱祖龍門派に屬す。本廟の東接し小廟あり石佛を祀る。水旱に祈れば靈顯ありと云ひ、昔二龍山中より出土し、運搬し此の地に至りて動かぬ爲め、此處に廟を建て祀ると。又此の石佛は凶時あれば汗出ずと傳へられてゐる。

亞細亞大觀(十二輯十回)

石樓三

(州 東 關)

三樓石は土城子會唐房警察官吏派出所の東北約一里、二龍山廟の西丘上に在り。本寫眞の如く三個の巨石よりなる。最下の巨石の大さは、周圍約一二・三米、高さ約一・四米、高さ約一・四米、の巨石があり、周圍約一・六五メートルである。蓋し中及上の兩巨石は人爲的に持ち來たるものと想像することは、あながち牽強附會と一笑に薛すると思はれる。この所の巨石は、人爲的に持ち來たることは出來ないではあるが、自己の力量を見せば唐代牧馬の爲めの積禮が高勾麗征伐の時であると云ひ、又唐代牧馬の爲めの上げたものである等と云はる。





藥王

亞細亞大觀(十二輯十回)

石樓

國州
米に稍々直方体形をなし、最上部の巨石は周圍五・六
蓋し中及上の兩巨石は人爲的に持ち來たるもの
とと思はれる。この所在丘及び附近には石器時代の
遺物包含層があれば、これを石器時代の巨石文化
の一と想像することは、あながち牽強附會と一笑
することは出來ないではあらう。傳説によれば唐代
薛禮が高勾麗征伐の時、自己の力量を見せる爲め
に積み上げたる巨石であると云ひ、又唐代牧馬の
看視台として築いたものである等と云はる。



王牛・王虫・王馬

(東關)

寫眞は土城子會虫王廟屯の虫王廟に祀られてある馬王、虫王、牛王の神像である。
馬を捧持するは馬王、小瓶を右手に持する
は虫王で、虫を封ずる意を表してゐる。次ぎ
に牛を捧持するは牛王である。是れ等の諸神
は皆素朴な農民的心理的欲求が具現したもの
であらう。

亞細亞大觀(十二輯十回)

